

財務省第9入札等監視委員会
令和6年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和7年6月6日（金） 大阪合同庁舎第三号館1階会計課会議室	
委員	委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士） 委員 瀧 洋二郎（浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士） 委員 石田 眞得（関西学院大学法学部 教授）	
審議対象期間	令和7年1月1日（水）から 令和7年3月31日（月）まで	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	1件	契約件名：小松空港出張所エレベーター更新工事一式 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 契約相手方：（法人番号 5010001030412） 契約金額：31,801,000 円（税込み） 契約締結日：令和7年3月19日 担当部局：大阪税関
随意契約（公共工事）	一件	
競争入札（物品役務等）	2件	契約件名：アスベスト目視調査業務（桃山東合同宿舎） 株式会社環境公害センター大阪支店 契約相手方：（法人番号 7180001016368） 契約金額：1,100,000 円（税込み） 契約締結日：令和7年1月6日 担当部局：近畿財務局
		契約件名：門型金属探知機2台の調達 契約相手方：イービストレード株式会社（法人番号 6010001068278） 契約金額：1,632,840 円（税込み） 契約締結日：令和7年1月17日 担当部局：神戸税関
随意契約（物品役務等）	1件	契約件名：源泉所得税及び復興特別所得税の納付についてのお願いの刷成 契約相手方：東洋印刷株式会社（法人番号 3130001021789） 契約金額：契約単価 @28.6 円（税込み） （予定調達総額 2,288,000 円（税込み）） 契約締結日：令和6年5月7日 担当部局：大阪国税局
応札（応募）業者数1者関連	2件	契約件名： ・小松空港出張所エレベーター更新工事一式 ・門型金属探知機2台の調達
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意 見 ・ 質 問	回 答
契 約 件 名： 小松空港出張所エレベーター更新工事一式 契 約 相 手 方： 三菱電機ビルソリューションズ株式会社（法人番号5010001030412） 契 約 金 額： 31,801,000 円（税込み） 契 約 締 結 日： 令和 7 年 3 月 19 日 担 当 部 局： 大阪税関 既設エレベーターは本件契約者が製造したものか。 エレベーター更新工事は既設エレベーターメーカーの方が受けてもらいやすいのか。 エレベーターメーカーは何社ほどあるのか。 工期はどれほどか。 大阪関西万博の影響はあるのか。 説明にあったようにエレベーターの更新であってもゼネコンなどに発注することを考えているのか。 今後、そのような企業の話も聞き、応札者が増えるようにするという考えか。 低入札調査を行っているが、当該価格で工事が可能な理由はどのようなものか。 複数社から見積もりを徴取しているが、各社大きな差はないか。 見積もりを徴取した 3 者はどのように選んだのか。 契約者以外の 2 者はどのような事業者か。 先ほどの説明に合ったように契約者以外の事業者の工期は数年待ちになるということか。	そのとおり。 複数社に聞き取りを行ったところその傾向にあると思われる。 主なメーカーとして 7 社ほど把握している。 令和 8 年 3 月末までである。 万博の影響で止まっていた工事が動き出したため、万博関連工事が終わってからの方が忙しいといった事業者の声が聞かれた。 ゼネコンほどの大規模企業ではなくとも、一次元請けの建設会社などに発注することも考えている。 そのとおり。 契約者はメーカーであるため、自社製品が使用可能であること、過去の施工実績も豊富であることなどからコストを低減できるといったことを聴取した。 部品ごとに差はあるが、全体的な価格として、それほど差はない。 見積もり依頼に対応していただけた 3 者である。 1 者がエレベーター事業者、もう 1 者が建設業者である。 そのとおり。

意 見 ・ 質 問	回 答
本件既設エレベーターについて法令等で更新時期であることが決められていたのか。	法定耐用年数、メーカーの更新推奨期間が更新時期となっていた。

意見・質問	回答
契約件名： アスベスト目視調査業務（桃山東合同宿舎） 契約相手方： 株式会社環境公害センター大阪支店（法人番号 7180001016368） 契約金額： 1,100,000 円（税込み） 契約締結日： 令和7年1月6日 担当部局： 近畿財務局 本件は、入札参加者の入札金額のばらつきが非常に大きく、その中で最も安価な価格を提示した者と契約している。アスベスト調査業務には、より慎重な対応が求められると思料されるが、契約相手方の業務の遂行に問題はなかったのか。 今回、競争参加資格の等級を、「B、C又はD」へと拡大しているが、入札において、等級を拡大した効果はあったのか。 アスベスト目視調査業務は、廃止された合同宿舎の解体に向けた事前調査とのことだが、今後も同様の調査が、何件か予定されているのか。また、合同宿舎の廃止について、これまでも実績があるのか。 アスベスト目視調査の実施方法については、業務仕様書で明確に定められていないと見受けられる。入札参加者が提示している入札金額によって、調査成果品に差異が生じることはないのか。	当該業務については、業務仕様書で業務内容及び必要な資格を定めており、入札参加にあたり資格審査を行っていることに加えて、調査項目は法令等で規定されたものである。 本件においては、契約内容に適合した履行がなされており、特に問題はなかった。対象となる合同宿舎に係るアスベスト調査業務については、今回の目視調査の結果を踏まえ、次の段階として、分析調査を実施することとしている。 本件の予定価格に応じた等級以外の等級からも、入札への参加があったことから、資格要件を拡大した効果はあったものと認識している。 現状の合同宿舎は、建築後 50～60 年が経過しているものが多く、最終的には解体することとなるので、次年度以降も、アスベスト目視調査業務の発注を予定している。これまで、管内の合同宿舎を廃止したケースは少なく、解体した事例はあまりない。 当該業務は、法令等に定められた項目について、標準的に定められた様式により報告書を提出するよう業務仕様書で定めているものである。 業務に係る費用の大半は人件費と見込んでおり、少人数で時間をかけて現地調査を行うのか、人員を投入して短期間で現地調査を完了させるのかは入札業者の判断であり、こういった点で入札金額にばらつきが出ているのではないかと推測している。 調査項目は法令等で規定されており、報告書も標準的な様式を採用していることから、調査成果品における入札業者による差異はないと思料される。

意見・質問	回答
契 約 件 名： 門型金属探知機2台の調達 契 約 相 手 方： イービストレード株式会社（法人番号6010001068278） 契 約 金 額： 1,632,840円（税込み） 契 約 締 結 日： 令和7年1月17日 担 当 部 局： 神戸税関 門型金属探知機の調達実績は全国的にどうなっているか。 全国的に見れば取り扱っている業者は複数存在するという理解であっているか。 今回の業者の等級は。 他の業者は入札に参加しなかったとのことだが、今回だけなのか、今後も見込めないのか。 納期の設定や調達規模を工夫し、競争性を確保できるよう留意願いたい。	当関においては、今回と同じ型の調達実績はない。全国的には他税関で一括調達を行った実績はある。 取り扱っている業者は複数者いるが、入札参加資格等級が合致しない場合は入札に参加できないため、調達規模等の条件によっても状況は変わってくる。 B等級である。 理由を確認したところ、今回は納期が間に合わなかったとのことであり、納期に余裕があれば参加できたのではと考えている。 承知した。

意 見 ・ 質 問	回 答
契 約 件 名： 源泉所得税及び復興特別所得税の納付についてのお願いの刷成 契 約 相 手 方： 東 洋 印 刷 株 式 会 社 （ 法 人 番 号 3130001021789） 契 約 金 額： @28.6 円（税込み）（予定調達総額 2,288,000 円（税込み）） 契 約 締 結 日： 令和 6 年 5 月 7 日 担 当 部 局： 大阪国税局 単価契約の場合、予定数量は必ず調達するのか。 また、今回の事案のように、予定数量の積算が困難な場合には多めに積算することはできないのか。 本案件は、少額随意契約にて契約を行っているが年間支払金額が契約基準額を超えた理由はなにか。 本案件は 1 者応札となっているが、1 者しか刷成できないような仕様書になっていないか。 結果として、1 者応札となっているため、オープンカウンタ方式ではなく、通常の随意契約として 2 者以上から見積書を徴取すればいいのではないか オープンカウンタ方式の場合で入札参加者が少ないと見込まれる場合には、見積合せの期間を 5 日以上取ることも検討すべきではないか。	予定数量はあくまでも予定であり必ずしもその数量を調達することを契約業者に保障するものではない。 また、予定数量の積算が困難な場合であっても、調達予定数量の多寡によって、単価が異なることから根拠もなく、多めに積算することは困難と思料する。 過去の使用実績等から、予定調達数量を積算していたが、同年度にあった税制改正の影響を受け、予定調達数量に必要数量が増加したためである。 特段、1 者しか業務可能な仕様書とはなっていない。結果的に 1 者応札になったものと思料する。 御意見のとおり、通常の随意契約を実施することも可能である。 過去の受託業者等に参加勧奨を行っているが、複数者の参加可能な業者が見込まれないことから、オープンカウンタ方式で実施した。オープンカウンタ方式で実施するメリットとして、新規業者の目にも触れることにより、参加業者が増えることが期待できる。 承知した。